

改正後（2019.9.1～）

現行（～2019.8.31）

中商連オートオークション運営規程

中商連オートオークション運営規程

第8条 出品自動車の条件

第8条 出品自動車の条件

1. 出品自動車は別表Ⅲに掲げる条件を満たすものであることを原則とする。

1. 出品自動車は別表Ⅲに掲げる条件を満たすものであることを原則とする。

別表Ⅲ「出品自動車の条件」（運営規程第8条1項）

出品自動車は次の条件を備えていることを原則とする。

別表Ⅲ「出品自動車の条件」（運営規程第8条1項）

出品自動車は次の条件を備えていることを原則とする。

①自走可能であり、バッテリー、デフ、ミッション、エンジンにトラブルのないこと。

①自走可能であり、バッテリー、デフ、ミッション、エンジンにトラブルのないこと。

②車両保安基準に適合し得るものであること。

②車両保安基準に適合し得るものであること。

③改造車の場合には、その改造について所轄官庁の改造許可済みであること。

③改造車の場合には、その改造について所轄官庁の改造許可済みであること。

④接合車（主催商組が相当と判断した場合）でないこと。

④車検付き自動車の場合は、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）が付されていること。

⑤車検付き自動車の場合は、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）が付されていること。

⑤規約第23条3項に定める期間内に登録名義の移転等の手続が可能なもの。

⑥規約第23条3項に定める期間内に登録名義の移転等の手続が可能なもの。

⑥出品者が走行距離計の改ざんを行った自動車でないこと。

⑦出品者が走行距離計の改ざんを行った自動車でないこと。

⑦正常に使用できる付属品（スペアタイヤ、クリップレンチ、ジャッキ）が添付されていること。

⑧正常に使用できる付属品（スペアタイヤ、クリップレンチ、ジャッキ）が添付されていること。

⑧出品者名義となっていることを原則とする。出品者名義でない場合は、車検証等に記載された本人から個人情報を第三者へ提供することの同意を得ているものであること。

⑨出品者名義となっていることを原則とする。出品者名義でない場合は、車検証等に記載された本人から個人情報を第三者へ提供することの同意を得ているものであること。

中商連オートオークション統一ルール
(クレーム・ペナルティに関する統一ルール)

第4章クレーム

6. クレーム免責事項

⑦出品申込書に、エンジン、ミッションの不具合症状の記載がある場合におけるエンジン、ミッションの不良に関するクレーム。(不良とはエンジンオーバーホールを要すものも含まれます。)

ただし、商組が相当であると判断した場合はクレームとします。

別表 I 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

4. グレード相違 (パッケージオプション含む)

(クレーム裁定欄)

キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費
出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセル+諸経費のみ受付する。

5. レスオプション (新設)

評価点付・・・書類発送日含む7日

R点・・・書類発送日含む7日

低価格車・・・ノークレーム

商談・・・書類発送日含む7日

10年・10km超・・・ノークレーム

(クレーム裁定欄)

取り外しが容易に出来るもの (主催商組の裁定による) はノークレームとする。

別表 II 重大クレーム事項の受付期間と裁定

5. メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ

キャンセル時：ペナルティ (出品店関与10万円・不関与5万円) + 諸経費

出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティ裁定とは別に制裁を課すことがある。

※車検証、整備記録簿 (認定・指定工場によるもの) 等、主催商組が送付した書類 (車内から発見された記録簿等も含む) から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。

中商連オートオークション統一ルール
(クレーム・ペナルティに関する統一ルール)

第4章クレーム

6. クレーム免責事項

⑥出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合におけるエンジン・ミッションに関する不具合。なお、エンジンオーバーホールを要すものも含まれます。

別表 I 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

4. グレード相違 (パッケージオプション含む)

(クレーム裁定欄)

キャンセル時：ペナルティ2万円 (低価格車は1万円) + 諸経費

出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセル+諸経費のみ受付する。

(新設)

別表 II 重大クレーム事項の受付期間と裁定

5. メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ

キャンセル時：ペナルティ (出品店関与10万円・不関与5万円) + 諸経費

出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティ裁定とは別に制裁を課すことがある。

※車検証、整備記録簿 (認定・指定工場によるもの) 等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。

別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

23.エンジン下部(メタル・ピストン異音・焼き付き・圧縮不足等)
(クレーム裁定)

必要により現車確認とする。

オイル漏れはノークレームとする。

ロータリーエンジンの圧縮不足は、低価格車、10年10万km超はノークレームとする。

28.クラッチ不良(滑り等)

37.電動オープン不良(新設)

評価点付・・・当日含む5日

R点・・・当日含む5日

低価格車・・・ノークレーム

商談・・・ノークレーム

10年・10km超・・・ノークレーム

(クレーム裁定欄)

ただし、電装系が原因の不良は初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。

54.特殊・特装車両の上物と車両本体の年式違い(新設)

評価点付・・・書類発送日含む7日

R点・・・書類発送日含む7日

低価格車・・・書類発送日含む7日

商談・・・書類発送日含む7日

10年・10km超・・・書類発送日含む7日

(クレーム裁定)

ただし、2年以上の隔たりがある場合に限りクレームとする。

別表Ⅳ ペナルティー裁定基準

11.譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合

(ペナルティー裁定)

下記金額にて差替え依頼ができる。(必ず主催商組を介して申出をすること)

印鑑証明書・・・3万円

委任状・・・2万円

譲渡証・・・2万円

別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

22.エンジン下部(メタル・ピストン異音・焼き付き・圧縮不足等)
(クレーム裁定)

必要により現車確認とする。

オイル漏れはノークレームとする。

27. クラッチ滑り

(新設)

(新設)

別表Ⅳ ペナルティー裁定基準

10.譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合

(ペナルティー裁定)

下記金額にて差替え依頼ができる。(必ず主催商組を介して申出をすること)

印鑑証明書・・・3万円

委任状・・・2万円

譲渡証・・・2万円

その他証明書(謄本・抄本・住民票等)・・・2万円

記入申請書・・・2万円

ただし、譲渡証、委任状の旧所有者(譲渡人・委任者)が記入すべき欄を落札店が書き損じてしまった場合は、上記差し替えペナルティーの対象外とする。

改正記録

令和元年6月6日改正、令和元年9月1日実施

その他証明書(謄本・抄本・住民票等)・・・2万円

記入申請書・・・2万円